

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ショウセイケンセツ
 住所 翔星建設株式会社
 〒630-8104
 奈良市奈良阪町1085
 フリガナ 代表者氏名 ミヤトウ マサミ
 代表取締役 宮堂 昌美
 電話番号 0742-23-6768
 FAX番号 0742-23-6769
 メールアドレス info@shoseikensetsu.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

ショウセイケンセツ
翔星建設株式会社
〒630-8104
奈良市奈良阪町1085
代表取締役 宮堂 昌美
電話番号 0742-23-6768



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ミヤドウ マサミ 宮堂 昌美	
取締役 ヨシダ ヒロシ 吉田 裕史	
取締役 ヨシダ ショウタ 吉田 翔太	
事業の範囲	給水装置工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ショウセイケンセツ 翔星建設株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 630-8104 奈良市奈良阪町1085 電話番号 0742-23-6768 F AX番号 0742-23-6769 メールアドレス info@shoseikensetsu.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
栄 靖之	第270115号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断	アスファルトカッター	マキタ	2	
	エンジンカッター	マキタ	1	
	パイプカッター	ロブスター	4	
	グラインダー	マキタ	3	
	ジャンピングランマー	カクダイ	1	
	塩ビリ-	ロブスター	2	
	プレートランマー	マキタ	1	
	金切りのこ		2	
管の加工	旋盤	アサダ	2	
	挿入機	アサダ	3	
	キールカッター	アサダ	2	
	圧着機	前澤給装	2	
	鉄やすり		1	
	ローラー台	カクダイ	3	
	面取り	マキタ	3	
	穿孔機	前澤給装	3	
	パイプねじ切り機		2	
管の接合	モンキーレンチ	ロブスター	4	
	ラチェットトルクレンチ	ロブスター	6	
	インパクトレンチ	ロブスター	1	
	パイプレンチ	ロブスター	12	
	モーターレンチ	ロブスター	2	
	トーチライフ		3	
水圧テスト	テストポンプ	キョーワ	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称	翔星建設株式会社
住 所	奈良市奈良阪町1085
代表者氏名	代表取締役 宮堂 昌美



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市奈良阪町1085番地
翔星建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-020510		
商号	翔星建設株式会社		
本店	奈良市奈良阪町1085番地		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成28年2月2日		
目的	1. 土木工事の設計、施工、監理及び請負業 2. 建築工事の設計、施工、監理及び請負業 3. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業 4. 古物の売買 5. 建物解体工事業 6. 飲食店の経営 7. 前各号に関連する一切の事業		
発行可能株式総数	400株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡により取得をすることができない。		
役員に関する事項	取締役	宮 堂 昌 美	
	取締役	吉 田 裕 史	平成28年 9月 1日就任
			平成28年 9月15日登記
	取締役	吉 田 翔 太	平成29年 1月 9日就任
平成29年 1月16日登記			

奈良市奈良阪町1085番地
翔星建設株式会社

	奈良県天理市田井庄町681番地グランメール 101号室 代表取締役 宮 堂 昌 美	平成29年 4月 1日住所 移転
	奈良市田中町223番地の11 代表取締役 宮 堂 昌 美	平成29年 4月18日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成28年 2月 2日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 1月11日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 泰 自



翔星建設株式会社定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、翔星建設株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事の設計、施工、監理及び請負業
2. 建築工事の設計、施工、監理及び請負業
3. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
4. 古物の売買
5. 建物解体工事業
6. 飲食店の経営
7. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡により取得をすることができない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有す

る株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、1名とする。

(資格)

第22条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第23条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当社に取締役2名以上いるときは代表取締役1名を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成28年8月末日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 宮堂昌美

(設立時の代表取締役)

第33条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。
奈良県天理市田井庄町681番地グランメール101号室
設立時代表取締役 宮堂昌美

(発起人)

第34条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
奈良県天理市田井庄町681番地グランメール101号室
宮堂昌美

(定款に定めのない事項)

第35条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

これは当社現行定款の原本に相違ありません。
平成30年1月11日

奈良市奈良阪町1085
翔星建設株式会社
代表取締役 宮堂 昌美



第二七〇一一五号

給水装置主任技術者免状

本籍 鹿児島県

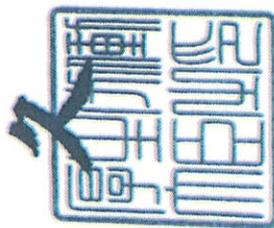
氏名 栄 靖 之

昭和五十四年八月二十四日生

水道法昭和五十二年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

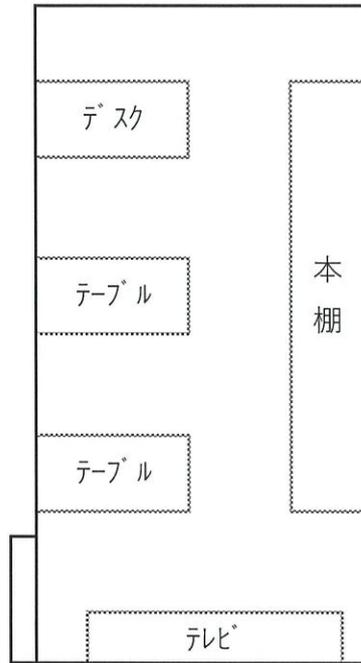
厚生労働大臣 田村 憲



営業所位置場所



4



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ショウセイケンセツ 翔星建設株式会社
 住所 〒630-8104 奈良市奈良阪町1085
 フリガナ 代表者氏名 ミヤドウ マサミ 代表取締役 宮堂 昌美
 電話番号 0742-23-6768
 FAX番号 0742-23-6769
 メールアドレス info@shoseikensetsu.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 翔星建設株式会社
〒630-8104
奈良市奈良阪町1085
代表取締役 宮堂 昌美



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	翔星建設株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
栄 靖之	第270115号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二七〇一一五号

給水装置事主任技術者免状

本籍 鹿児島県

氏名 栄 靖 之

昭和五十四年八月二十四日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲一

